

地方独立行政法人法施行細則をここに公布する。

地方独立行政法人法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、道が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査報告の作成）

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

（1）当該法人の役員及び職員

（2）前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）監事の監査の方法及びその内容

（2）法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

（3）法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

（4）法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

（5）監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

（6）監査報告を作成した日

追加〔平成30年規則13号〕

（規則で定める事項）

第3条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1）業務委託の基準

（2）競争入札その他契約に関する基本的事項

（3）その他法人の業務の執行に関して必要な事項

一部改正〔平成30年規則13号〕

（中期計画の認可の申請）

第4条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成30年規則13号〕

（中期計画の記載事項）

第5条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 積立金の使途
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項
一部改正〔平成30年規則13号〕

(年度計画の記載事項等)

第6条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該年度計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成30年規則13号〕

(業務実績等報告書)

第7条 法第28条第2項及び第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
 - (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目
- 全部改正〔平成30年規則13号〕

(財務諸表)

第8条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号。第11条第3項第2号及び第14条第1項において「告示」という。）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

一部改正〔平成30年規則13号〕

(事業報告書の作成)

第9条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項（公立大学法人以外の法人にあっては、第1号エに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- (1) 法人に関する基礎的な情報
 - ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要
 - イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
 - ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
 - エ 在学する学生の数
 - オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
 - カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢
 - キ 非常勤職員の数
- (2) 財務諸表の要約
- (3) 財務情報
 - ア 財務諸表に記載された事項の概要
 - イ 重要な施設等の整備等の状況
 - ウ 予算及び決算の概要
- (4) 事業に関する説明
 - ア 財源の内訳
 - イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- (5) その他事業に関する事項
追加〔平成30年規則13号〕

(財務諸表等の閲覧期間)

第10条 法第34条第3項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 次号に掲げる法人以外の法人 5年
- (2) 公立大学法人 6年
一部改正〔平成30年規則13号〕
(会計監査報告の作成)

第11条 法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- (1) 当該法人の役員（監事を除く。）及び職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

- (1) 会計監査人の監査の方法及びその内容
- (2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が告示その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き告示その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

- (3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
- (4) 追記情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
- (6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号に掲げる「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象

追加〔平成30年規則13号〕

(剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認手続)

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の用途

2 前項の申請書には、法第40条第1項の残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成30年規則13号〕

(積立金の処分に係る承認の手続)

第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、同項の次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、法第40条第4項の積立金がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成30年規則13号〕

(納付金の納付の手続等)

第14条 法人は、法第40条第5項の残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）に係る告示に定める計算書に、同項の残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に定める書類を重ねて提出することを要しない。

2 納付金は、前項の次の事業年度の知事が別に定める日までに納付しなければならない。

一部改正〔平成30年規則13号〕

(短期借入金の認可の申請)

第15条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他必要な事項

一部改正〔平成30年規則13号〕

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第16条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

一部改正〔平成30年規則13号〕

(会計処理)

第17条 知事は、法人が業務のため取得しようとし、又は取得した償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定を受けた償却資産について、当該指定に係る事由が存しなくなったと認められる場合には、当該指定を取り消すことができる。

一部改正〔平成30年規則13号〕

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第18条 知事は、法人が業務のため保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定を受けた除去費用等について、当該指定に係る事由が存しなくなったと認められる場合には、当該指定を取り消すことができる。

追加〔平成24年規則10号〕、一部改正〔平成30年規則13号〕

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

追加〔平成30年規則13号〕

(管理又は監督の地位)

第20条 法第56条の2第2号の規則で定める管理又は監督の地位は、北海道職員の退職管理に関する規則(平成27年北海道人事委員会規則23—0)第22条に規定する職に相当するものとして知事が定めるものとする。

追加〔平成30年規則13号〕

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 法人の成立の際法第67条第1項の規定により法人に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第16条第1項の規定による指定があったものとみなす。

附 則(平成24年3月27日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第13号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。